

# 市民病院整備事業の進捗状況 及び今後の方向性等について

2019.1.24 市議会野洲市民病院整備事業特別委員会

# ① 施設整備（実施設計）

## ◆現状

構造関係の申請手続き、及び詳細図などの作図調整中

## ◆今後の予定

各申請手続きを進めるとともに、引き続き詳細図などの作図及び積算作業を行う

## ◆課題

実施設計業務の履行期間の延長に伴う新病院の開院時期の再検討  
建築資材単価の上昇など、工事費への影響

## ② 職員体制

### ◆現状

病院長及び看護部長予定者の決定(病院事業顧問として委嘱)  
職員採用状況(平成31年1月18日現在)

### ◆今後の予定

人員配置の検討(医師を含む)  
職員採用予定者事前説明会の開催  
職員採用予定者研修会の開催  
引き続き、職員採用手続きを行う。

### ◆課題

医師確保(資料1)  
職員体制の充実

職種	募集	申込	内定
看護師	115人程度	112人	93人
薬剤師	6人程度	8人	6人
診療放射線技師	6人程度	11人	7人
臨床検査技師	5人程度	7人	5人
視能訓練士	1人程度	2人	1人
管理栄養士	3人程度	6人	2人
理学療法士	20人程度	36人	23人
作業療法士	10人程度	10人	9人
言語聴覚士	5人程度	6人	5人
臨床工学技士	4人程度	4人	3人
社会福祉士	4人程度	3人	3人
介護支援専門員	4人程度	4人	4人
事務職	36人程度	62人	30人
看護助手	15人程度	7人	5人
合計	234人程度	278人	196人

# ③ 事業承継

## ◆現状

医療機器、什器等の把握及び変動情報の更新  
契約事務の調整  
訴訟案件の承継

## ◆今後の予定

現金・預金等資産の把握  
委託契約・賃貸借契約・売買契約等の承継契約の締結  
清算事務との調整  
譲渡契約書の締結

## ◆課題

7月1日以降の市立病院に支障をきたさないよう確実に業務を完了させる必要がある。

# ④ 許認可及び関連例規整備

## ◆現状

病院開設許可申請について、申請内容について県と事前協議中  
施設基準届(厚生局)について、届出内容の整理作業中

関連例規整備

- ✓ 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(制定済み)
- ✓ 野洲市職員の定年等に関する条例(制定済み)
- ✓ 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例(次回市議会定例会に提案予定)
- ✓ 野洲市病院事業の設置等に関する条例(改正条例を次回市議会定例会に提案予定)

## ◆今後の予定

病院開設許可については、市立化分は6月の提出に向けて、申請内容について県と協議を行う。  
新病院については、建築確認申請提出時期に合わせて事前協議書を県に提出予定

施設基準届については、市立化に向けて現野洲病院の状況を踏まえた基準届出内容を整理し、事前に厚生局と協議予定

病院事業の全部適用に向けての関連する例規整備

## ◆課題

新病院開院に向けて、患者等の利用者への支障が生じないよう法的要件を整える。

# ⑤ 地方独立行政法人移行

## ◆現状

市立化後に移行手続きを行うため、事前調査として、制度調査(スケジュール、許可基準等)等を行っている。

## ◆今後の予定

業務スケジュールの整理

評価委員会設置(委員の選定、条例制定)

## ◆課題

移行には専門的知見が必要であることから、外部の専門機関の支援等について検討が必要である。

# 明らかとなった課題

## □基本前提条件

平成28年7月29日 『(仮称)野洲市民病院の開設に向けた基本協定書』

- ・市が野洲病院の実績と資源を活かして新病院を整備する。
- ・新病院整備までの間、野洲病院は経営改善と債務解消に努める。
- ・市は野洲病院への財政支援を継続する。

⇒市は、2021年新病院開院を前提に2019年7月に野洲病院の施設及び事業を包括的に承継し市立病院を運営する。(市が関係する債権債務を含む。職員は除く。)

# 明らかとなった課題

## □課題認識

- **医師の確保**：市、野洲病院が連携して対応  
⇒ 滋賀医科大学診療科教授との面談
- **事業承継に向けた野洲病院の経営健全化**：野洲病院が対応  
⇒ 基本協定に基づく借入金の返済、経営改善の取り組み
- **病院施設整備**（実施設計業務、資材の高騰）：市が対応  
⇒ 実施設計業務の期間延長、建築費増額見込み（約640,000千円）
- **住民訴訟の提起**：市が対応（資料2）
  - ⇒ ・基本設計契約（70,751,880円）に基づく公金支出に対する損害賠償
  - ・実施設計契約（166,320,000円）に関する公金支出の差し止め



# 市の考え方

市民病院整備事業は、多くの市民と医師会など関係団体の大きな期待と支援に支えられており、十分な必要性和正当性が存在する事業です。手続き面においても十分な透明性と適正さが確保されています。

しかし、昨年末、市民病院整備に関して訴訟が提起されました。事業の必要性和正当性があるにもかかわらず、訴訟を抱えることにより、事業の続行は困難な状況に直面することも予想され、最悪の事態も想定し、これまでも増して細心の対応をもって進めていきます。

その理由は、裁判中は、事業を進めるための意思決定が、これまでの市民の代表である議会に加えて、司法の判断が関与することにならざるを得ないこと、また、道路・ダム等の工事が主体となる公共事業と異なり、職員の採用や病院経営を伴い、かつ実質的に民間病院からの移行という個別特殊要件を持っていることなどです。

これらのリスクを市民、議会、関係者等と共有し、事業を力強く進めていきます。